

検査無料化の事業概要

<p>概要</p>	<p>➤ 県は無料検査を実施する事業者(医療機関・薬局・検査機関等)を公募し、登録。 ※イベント主催者等がイベントのために臨時設置する検査所も対象 ※薬局は、薬機法第2条第12項に定める「薬局」を指す。(店舗販売業の許可のみを受けた者(いわゆる「ドラッグストア」)は含まない)</p> <p>➤ 実施事業者が行った無料検査の実績に応じて県が支援</p> <p>➤ 無料検査の開始に当たって必要となる初期投資や体制整備も支援します。</p>	
<p>対象となる検査</p>	<p>[PCR検査・抗原定量検査]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検者による自己採取が原則(検体は唾液に限る) 自己採取には研修を受けた者の立会いが必要(ドライブスルー方式やオンライン方式も可) 受検者への結果通知が必要(媒体は紙以外のメール等でも可) <p>[抗原定性検査]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鼻腔検体の自己採取が原則(鼻咽頭検体の自己採取は危険を伴うため不可) 検体採取には研修を受けた者の立会いが必要(ドライブスルー方式やオンライン方式も可) 必ず薬事承認された抗原定性検査キットを用いること 受検者への結果通知が必要(媒体は紙以外のメール等でも可) <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限:PCR検査等:検体採取日+3日、抗原定性検査:検体採取日+1日 	
<p>対象者と無料化の期間</p>	<p>①健康理由等によるワクチン未接種者</p> <p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン3回目接種未了の方 ワクチン3回目接種済の方のうち、「高齢者や基礎疾患を有する者との接触を伴う活動」に必要な方及び主催者等から参加者全員の検査が求められている方は対象 <p>[実施期間]</p> <p>令和4年8月31日(水)まで</p> <p>[対象となる検査]</p> <p>原則、抗原定性検査 ※下記の場合に限り、特例的にPCR検査等も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検者が10歳未満であること 高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定される 	<p>②感染拡大期の感染不安者への検査</p> <p>[対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民 (ワクチン接種・未接種を問わない) <p>[実施期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大傾向が見られる場合に、県知事が必要と認める期間(4月以降も実施) ※特措法24条9項による要請を行っている期間

検査無料化の公募要件

<p>検査の流れ</p>	<p>①対象者から検査申し込み(予約不要を基本、申込書及び身分証を提示) ②実施事業者による検査の実施(立会いによる検体採取・検体搬送・検査の実施) ③検査結果の通知(検査結果通知書の発行) [PCR] 受検者氏名、検査結果(陰性・陽性)、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限 [抗原定性] 受検者氏名、検査結果(陰性・陽性)、検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限</p>
<p>検査等費用 <small>※いずれも検査1回あたり・税込の額</small></p>	<p>[PCR検査・抗原定量検査] (検査キット原価)上限7,000円(税込)(各種経費)上限3,000円 ⇒ 上限11,500円 [抗原定性検査] (検査キット原価)上限1,500円(税込)(各種経費)上限3,000円 ⇒ 上限4,500円 ※備考 ・「検査キット原価」は実施事業者の仕入額、「各種経費」は一律額となります。 ・PCR検査の「検査キット原価」には検査費用・送料等を含みます。</p>
<p>初期投資支援</p>	<p>初期費用支援: 上限130万円／1ヶ所 <small>(想定経費) 検体採取ブース設置等に必要となるパーティション・消耗品等</small> ※高額備品はリース対応</p>
<p>事業の流れ</p>	<p>[募集] ※令和3年度中に登録済みの事業者は不要 ・実施事業者が実施計画を策定、県に提出 ・県が内容を確認の上、登録・公表※登録後、別途、補助交付申請書を提出 [事業開始] ・実施計画に沿った施設整備後、事業開始 ・毎週受験者数／陽性者数を県に報告 [実績報告] ・実績報告を県に提出 ※検査者が陽性が判明した場合は速やかに診療検査機関の受診を促すとともに後日、受診の確認を実施。また、県及び所管保健所に速やかに報告</p>